

国際物流拠点産業集積地域における主務大臣の
確認の手引き（所得控除版）

令和7年4月

内閣府政策統括官（沖縄政策担当）

特定国際物流拠点事業に係る課税の特例を受けるために必要な手続きの概要 (この手引きではオレンジ(3と4)の項目について解説しています)

① 認定を受けようとする法人が所定の要件を満たしていることについて県知事に申請

〔事業の認定要件〕

- ・ 対象区域内で設立
- ・ 事業計画が適切である
- ・ 対象事業を専ら営んでいる
- ・ 常時使用する従業員が一定数以上
- ・ その他

② 県知事の認定を受ける(法人が所定の要件を満たせば認定が受けられます)

※認定を受けた場合、以下の特例の対象となります

- ・ 中小企業信用保険法の特例
- ・ 中小企業投資育成株式会社法の特例

③ 認定を受けた事業の実施によって見込まれる付加価値額の目標値等を主務大臣に申請

〔事業の実施等によって見込まれる目標値等〕

- ① 実施する対象事業の付加価値額 ○%増
- ② 認定法人の雇用者の給与額 ○%増(雇用者数は維持)
- ③ 認定法人の雇用者数を増加 ○人増
- ※①は必須。②と③はいずれかを選択。

※手続きの便宜上、1の県知事への認定申請と併せて申請可能です。

④ 主務大臣の確認を受ける(目標値が所定の基準を満たせば確認を受けられます)

(確認基準の概要)

- ・ 付加価値額：申請の前事業年度より年平均1.5%以上増
- ・ 給与額：申請の前事業年度より年平均1.5%以上増(雇用者数は維持)
- ・ 雇用者数：申請の前事業年度より1名以上増

Q：申請の年度に設立した企業の場合は？

A：1年目と計画の最終事業年度の給与の見込み額を比較します。

⑤ 対象事業を実施

⑥ 税務申告

(課税の特例の概要)

- ・ 所得控除 (40%)

※課税の特例には様々な要件があり、主務大臣の確認を受けている法人であっても特例を受けられない場合があります。諸要件を予めよくご確認ください。

この手引き中、点線の下線を引いた用語については、P14に用語の解説があります。
(当手引きをPDFデータでご覧いただく場合、点線の下線を引いた用語をクリックまたはタップすると当該用語の解説ページにジャンプします。(PCでご覧になる方は、元のページに戻る場合に端末の「戻る」機能(例:一部のPCでAlt+←キー)等を使用してください。))

第1 主務大臣の確認に関する諸手続き

1. 申請法人について

確認申請ができる法人は、沖縄県知事から特定国際物流拠点事業の認定を受けた法人で、当該事業に係る課税の特例の適用を受けようとする法人です。ただし、県知事の認定をこれから受けようとする場合であっても、申請の便宜上、県知事への認定申請書の提出と同時期に確認申請書を提出することは差し支えありません(以下「3. 申請方法について」参照)。

2. 確認申請書について

確認申請書の作成に当たっては、必ず所定の様式ファイル(ファイル名「確認申請書様式(所得控除用)」)を使用してください。同ファイルには複数のシートがありますが、最初に「はじめに」のシートを確認の上、手順に従って各シートの作成を行ってください。(確認を受けようとする要件に応じて、作成すべきシートが異なります。)

なお、申請に当たっては、申請書に記載されている所定の資料(「チェックリスト」シートにおいて「●」の付された資料)を添付してください。

3. 申請方法について

(1) 内閣府ホームページの事前登録フォームから、eメールアドレス等を登録ください(QRコードを読み取ると事前登録フォームが開きます)。

[内閣府ホームページの事前登録フォーム]

<https://form.cao.go.jp/okinawa/opinion-0058.html>



(2) 登録いただいたeメールアドレスに、内閣府から申請書の送付先をお知らせします。

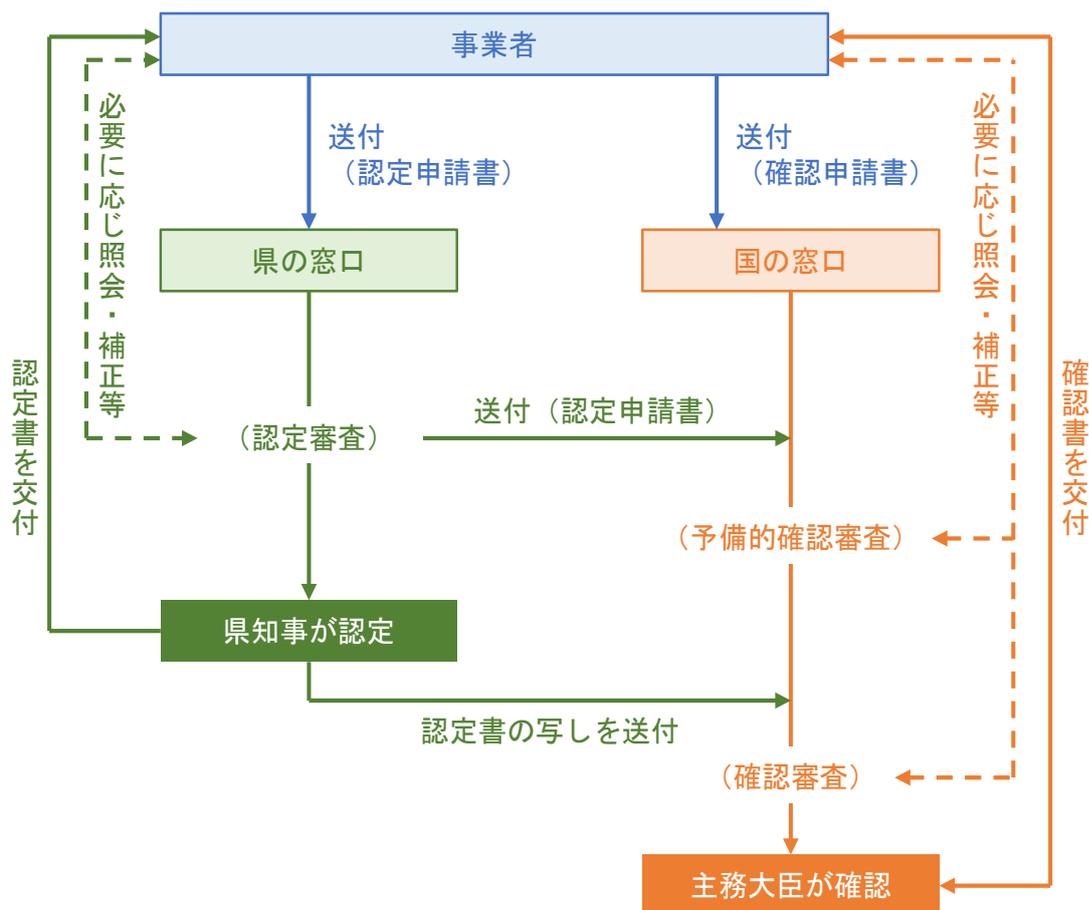
(3) 所定の申請書に目標値等の必要事項を記載し、送付先までeメールに添付してお送りください。

[留意事項]

- ・主務大臣の確認は、県知事の認定を受けた後に行いますが、確認申請書については認定申請書と同時期に送付していただいて差し支えありません(同時期に送付できない場合には、別々に申請しても問題ありません)。認定申請と同時期に送付があった場合には、県の認定審査と並行して国で予備的な確認審査を行いますので、別々に送付する場合よりも審査期間が短くなる可能性があります。

- ・主務大臣の確認申請書を県知事の認定申請書と同時期に送付する場合には、確認申請書の申請日欄は送付日の日付を記載してください。後刻、県知事の認定を受けた日に、申請があったものとみなして処理します。
- ・記載方法など不明点があれば、以下「8. 問い合わせ先」にお問い合わせください。
- ・確認申請書については、沖縄の特区・地域制度の円滑な運用を図るため、沖縄県担当部局に送付することがありますので、予めご了承ください。

(参考) 認定申請書及び確認申請書提出後の流れ



4. 申請に際してのスケジュールについて

特定国際物流拠点事業の実施に当たり課税の特例を受けるためには、特例を受ける事業年度末までに沖縄県知事の認定と主務大臣の確認を受けている必要があるため、時間的余裕（概ね2か月以上前を推奨）をもって申請してください。なお、当該事業は、令和4年8月1日～令和9年3月31日までに、沖縄県知事の認定と主務大臣の確認を受けている必要があるため、ご注意ください。

5. 確認申請書の記載内容の確認・補正について

確認申請書の記載内容についての確認や修正等を依頼させていただくため、必要に応じ確認申請書に記載された担当者に連絡をさせていただく場合がありますので、予めご了承ください。

6. 確認書の交付について

事業確認申請のあった対象事業が、主務大臣の定める基準に適合すると認められるときは、確認書をeメールに添付して送付します。

確認書は、税務申告や税務調査の際に提示を求められる場合がありますので、受領後は大切に保管してください。

7. 対象事業の実施状況の報告について

沖振法第44条第2項の規定に基づき、認定法人は、認定特定国際物流拠点事業の実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告するものとされており、同報告の中で、認定申請の際に提出した事業計画に記載された特定国際物流拠点事業の実施状況として、主務大臣の確認申請の内容の実施状況についても報告ください。

8. 問い合わせ先

内閣府政策統括官（沖縄政策担当）産業振興担当参事官室 国際物流税制担当
電話：03-5253-2111（内線：34363、34364）

第2 主務大臣の確認の対象となる期間について

1. 初めて事業確認申請をする場合の対象事業期間について

課税の特例の適用を受けるための要件である主務大臣の確認の対象となる期間（対象事業期間）は、事業確認申請をした事業年度の初日から原則として5年間です（事業年度の途中で5年となる場合は5年となる事業年度の前事業年度までです）。ただし、この5年間のうちに、申請法人が設立から10年を経過した日（合併法人等はその他の要件があります。）を迎える場合は、その日（設立10年経過日）を含む事業年度の前事業年度までとなります。

なお、事業確認申請の日を含む事業年度中に設立10年経過日を迎える場合や設立10年経過日を過ぎていた場合には主務大臣の確認の対象となりませんので御注意ください。

※ 詳細は以下に例を示しますが、所定の様式ファイル（ファイル名「確認申請書様式（所得控除用）」）では、法人の設立年月日等を入力することによって対象事業期間が自動的に算出されるように設定されています。

（例1）設立10年経過日が対象事業期間の初日から5年を経過した日以降となる場合

① 法人の設立年月日	令和5年5月10日
② 設立10年経過日	<u>令和15年5月10日</u>
③ 事業年度	4月1日～3月31日
④ 事業確認申請の日	令和7年8月1日
⑤ 事業確認申請をした事業年度の初日	令和7年4月1日
⑥ 事業確認申請をした事業年度の初日から5年を経過した日	<u>令和12年4月1日</u>

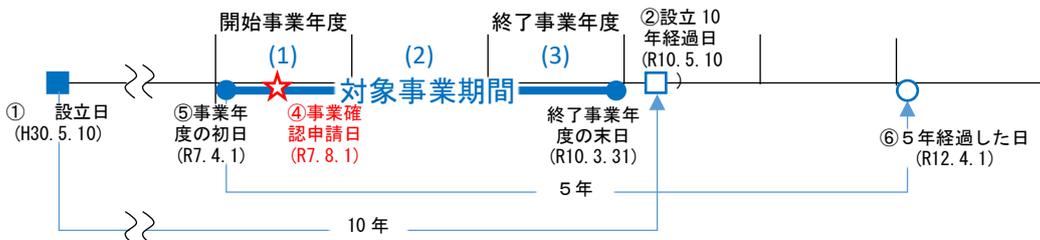
この例では、事業確認申請をした事業年度の初日から5年を経過した日（⑥）までに設立10年経過日（②）を迎えていないため、対象事業期間は原則通り5年間となります。なお、具体的な期間は、令和7年4月1日（R8/3期）～令和12年3月31日（R12/3期）となります。



(例2) 対象事業期間の初日から5年以内に設立10年経過日を迎える場合

① 法人の設立年月日	平成30年5月10日
② 設立10年経過日	<u>令和10年5月10日</u>
③ 事業年度	4月1日～3月31日
④ 事業確認申請の日	令和7年8月1日
⑤ 事業確認申請をした事業年度の初日	令和7年4月1日
⑥ 事業確認申請をした事業年度の初日から5年を経過した日*	<u>令和12年4月1日</u>

この例では、事業確認申請をした事業年度の初日から5年を経過した日 (⑥) までに設立10年経過日 (②) を迎えるため、対象事業期間は設立10年経過日を含む事業年度の前事業年度までが対象事業期間となります。具体的な期間は、令和7年4月1日 (R8/3期) ～令和10年3月31日 (R10/3期) の3年間となります。

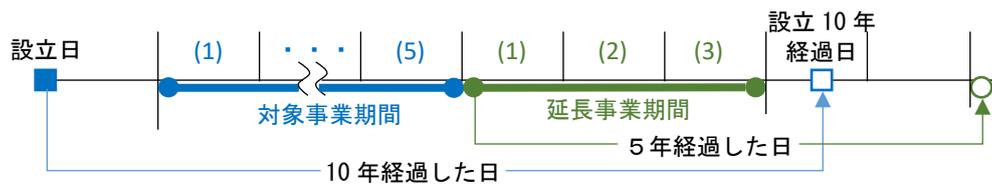


2. 対象事業期間の延長について

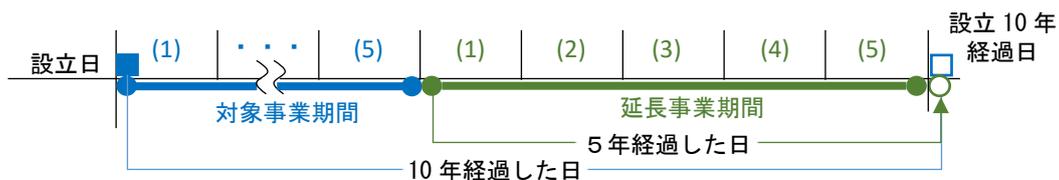
既に主務大臣の確認を受けた法人が、確認を受けた期間以降も、継続して課税の特例の適用を希望する場合は、確認の対象となる期間の延長を申請することができます。
(延長の申請は、終了事業年度に限り申請することができます。)

延長後の期間（延長事業期間）は、当初の確認を受けた対象事業期間の翌事業年度の初日から原則として5年間です。ただし、この5年間のうちに設立10年経過日を迎える場合は、その日を含む事業年度の前事業年度までとなります。

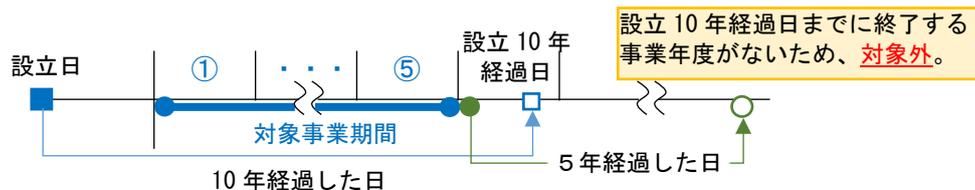
(例1) 当初の事業確認申請が既設法人の場合（例3の場合を除く）



(例2) 当初の事業確認申請が新設法人の場合



(例3) 当初の対象事業期間終了後1年以内に設立10年経過日を迎える場合

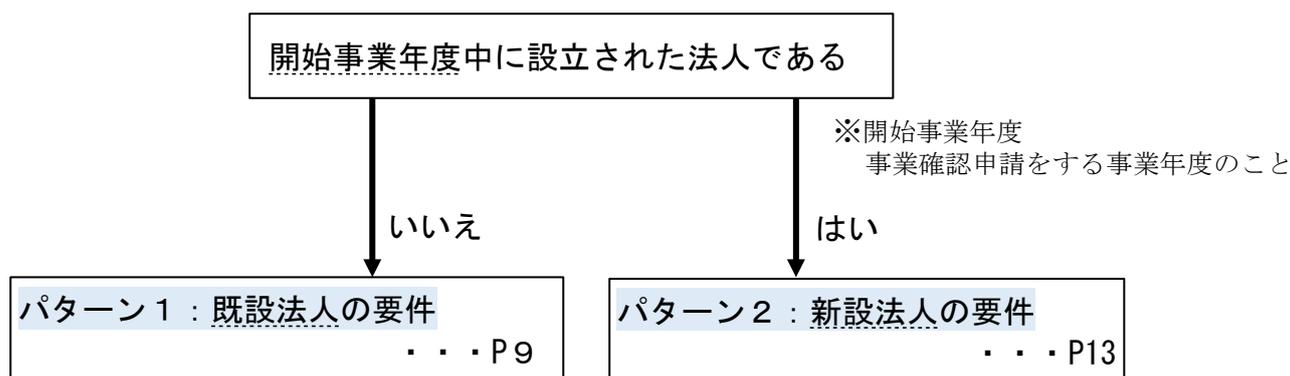


第3 主務大臣の確認の基準について

主務大臣の確認の基準は、県知事から認定を受けた特定国際物流拠点事業が、次ページ以降のパターン1又はパターン2の要件のいずれかに該当することとなります。

なお、どちらの要件を満たすべきかについては、同事業を実施する法人の設立時期に応じて以下のとおり決定します。

(参考) 特定国際物流拠点事業を実施する法人の設立時期別の要件内容



(参考) この手引きで解説している主務大臣の確認の基準は、「沖縄振興特別措置法第50条の規定に基づく国際物流拠点産業の集積に特に資するものとして主務大臣が定める基準等」(令和4年内閣府・経済産業省告示第3号)において規定されています。

(課税の特例措置を受ける場合の留意事項)【重要】

- ・ 所得控除は原則として設立から最大10年間適用が可能となりますが、所得控除の適用が可能な事業年度中は、主務大臣の確認を受けていることが必要となります。
- ・ ただし、主務大臣の確認は最大5年間となりますので、6年目以降に所得控除の適用を希望する場合は、確認事業期間の延長申請が必要となります。
- ・ なお、所得控除を受けるために主務大臣の確認を受けている事業年度であっても所得控除の適用を受けず、設備投資による投資税額控除等の適用を受けようとする場合は、設備投資に係る措置実施計画を策定し、当該計画について県知事の認定及び主務大臣の確認を受ける必要がありますので、注意してください。

※ 措置実施計画に係る主務大臣の確認を受ける際は「国際物流拠点産業集積地域における主務大臣の確認の手引き(設備投資等に係る課税の特例版)」を参照ください。

パターン1 既設法人が対象事業を実施する場合（告示第4条第1号関係）

・次の1-(1)に該当し、かつ、1-(2)又は1-(3)のいずれかに該当すること。

1-(1) 付加価値額の増加

1-(2) 常用労働者数の維持及び常用労働者の給与額の増加

1-(3) 常用労働者数の増加

1-(1) 付加価値額の増加（告示第4条第1号イ）【必須要件】

・当該既設法人の認定事業に係る法人付加価値額増加率（以下の式で算出）が、対象事業期間*の区分応じ、それぞれ以下の基準値の表の割合以上であると見込まれること。

※ 開始事業年度から終了事業年度に向け、可能な限り順当に付加価値額が増加することが望まれる点に留意してください。

(式) 法人付加価値額増加率 = (B - A) / A

A : 基準付加価値額※以下の備考参照

B : 終了事業年度において見込まれる付加価値額※以下の備考参照

(基準値)

対象事業期間 *1年未満の期間は切り上げ	割合
1年	1.5%
2年	3.0%
3年	4.5%
4年	6.0%
5年	7.5%

(備考)

・付加価値額 : 付加価値額 = 売上高 - 費用総額 + 給与総額 + 租税公課

(費用総額 = 売上原価 + 販売費 + 一般管理費)

※事業年度の期間が1年未満である場合には1年当たりの額に換算した額とする。

※算出した付加価値額が0円以下である場合には1円とする。

※売上原価 : 売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費（売上原価に含まれるもの）の総額

※給与総額 : 役員（非常勤を含む。）及び従業員（臨時雇用者を含む。）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、給与、賞与、手当、賃金等）の総

額。別経営の事業所に出向又は派遣している従業者に支給している給与を含む。

※租税公課：営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額。収入課税の事業税（電気業、ガス業、保険業）及び税込経理の方法を採っている場合の納付すべき消費税を含む。法人税、住民税、所得課税の事業税は含めない。

・基準付加価値額：確認基準事業年度における付加価値額

(該当例)



- ・事業確認申請を行うのが R8/3 期であるため、R7/3 期が確認基準事業年度、R12/3 期が終了事業年度となります。
- ・確認基準事業年度の法人付加価値額が 1 億円、終了事業年度に見込まれる付加価値額が 1 億 750 万円であるため、法人付加価値額増加率は 7.5% となります。
 $(1 \text{ 億 } 750 \text{ 万円} - 1 \text{ 億円}) \div 1 \text{ 億円} = 0.075 \text{ (7.5\%)}$
- ・対象事業期間が 5 年の場合の基準値の 7.5% 増以上であるため、要件を満たします。

1-(2) 常用労働者の給与額の増加及び常用労働者数の維持（告示第4条第1号ロ）

【1-(3)との選択制】

・次のいずれにも該当すること。

(1) 対象事業期間中の各事業年度の末日において見込まれる既設法人に雇用されている常用労働者の数が確認基準事業年度における常用労働者の数を下回らないこと。

※ 同数である場合を含む点に留意してください。

(2) 以下の式で算出する当該既設法人に雇用されている常用労働者の平均一人当たり給与額の増加率が、対象事業期間の区分応じ、それぞれ以下の割合以上であると見込まれること。

※ 開始事業年度から終了事業年度に向け、可能な限り順当に付加価値額が増加することが望まれる点に留意してください。

(式) 法人平均一人当たり給与額の増加率 = (B - A) / A

A : 基準平均一人当たり給与額以下の備考参照

B : 終了事業年度において見込まれる当該既設法人に雇用されている常用労働者の平均一人当たり給与額。

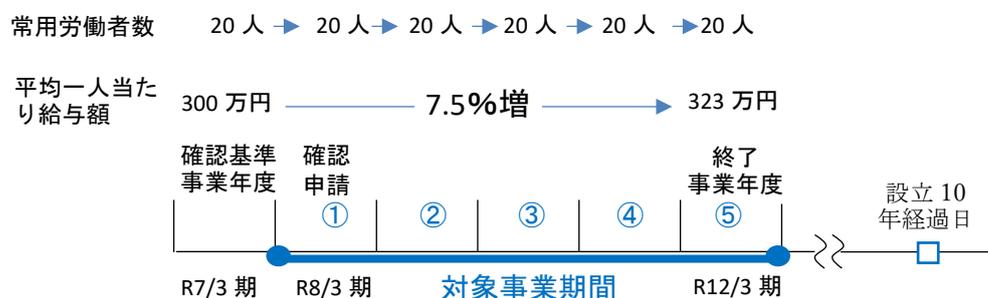
(基準値)

対象事業期間* *1年未満の期間は切り上げ	割合
1年	1.5%
2年	3.0%
3年	4.5%
4年	6.0%
5年	7.5%

(備考)

- ・ 基準平均一人当たり給与額 : 確認基準事業年度における平均一人当たり給与額

(該当例)

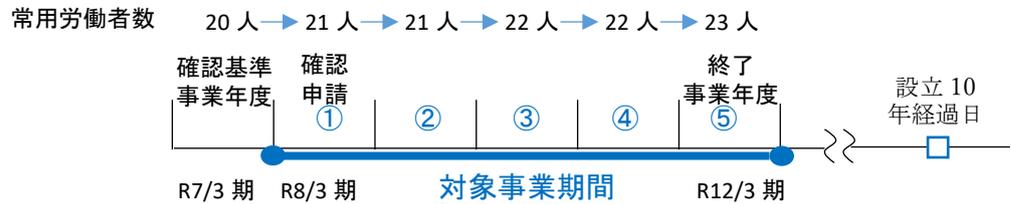


- ・ 事業確認申請を行うのが R8/3 期であるため、R7/3 期が確認基準事業年度、R12/3 期が終了事業年度となります。
- ・ まず、確認基準事業年度の常用労働者数が 20 人で、その後の 1 年目から終了事業年度の 5 年目までの各事業年度末日において見込まれる常用労働者数が、いずれも 20 人を下回らないため、(1)の要件を満たします。
- ・ 次に、平均一人当たり給与額について、確認基準事業年度は 300 万円で、終了事業年度に見込まれる額は 323 万円であるため、平均一人当たり給与額の増加率は 7.7%となります。
 $(323 \text{ 万円} - 300 \text{ 万円}) \div 300 \text{ 万円} = 0.077 \text{ (7.7\%)}$
- ・ 対象事業期間が 5 年の場合の基準値の 7.5%増以上であるため、(2)の要件を満たします。

1-(3) 常用労働者数の増加（告示第4条第1号ハ）【1-(2)との選択制】

- ・対象事業期間中の各事業年度の末日において見込まれる当該既設法人に雇用されている常用労働者数が、確認基準事業年度の末日における常用労働者数を上回ること。

(該当例)



- ・事業確認申請を行うのが R8/3 期であるため、R7/3 期が確認基準事業年度、R12/3 期が終了事業年度となります。
- ・確認基準事業年度の常用労働者数が 20 人で、その後の 1 年目から終了事業年度の 5 年目までの各事業年度末日において見込まれる常用労働者数が、いずれも 20 人を上回っているため、要件を満たします。

パターン2 新設法人が対象事業を実施する場合の要件(告示第4条第2号関係)

- ・ 終了事業年度において見込まれる当該対象事業を実施する対象法人に雇用されている常用労働者の平均一人当たり給与額が開始事業年度において見込まれる平均一人当たり給与額を上回ること。

※ 新設法人には確認基準事業年度が存在しないため、パターン1の例外要件を定めるものです。

(該当例)



- ・ R8/3期が開始事業年度、R12/3が終了事業年度となります。
- ・ 終了事業年度に見込まれる平均一人当たり給与額は350万円で、開始事業年度に見込まれる平均一人当たり給与額である300万円を上回るため、要件を満たします。

(参考) 用語解説

	用語	説明
え	延長事業期間	既に主務大臣の確認を受けた法人が、確認を受けた期間以降も、継続して課税の特例の適用を希望する場合の、新たに主務大臣の確認の対象となる期間
お	沖振法	沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）
か	開始事業年度	対象事業期間が開始する事業年度 （＝事業確認申請をした事業年度）
	確認基準事業年度	開始事業年度の直前の事業年度
き	既設法人	対象法人のうち、開始事業年度より前に設立された法人
け	経過した日	基準となる日に指定した期間を加えた日 例) 令和 7 年 4 月 1 日から起算して 1 年経過した日 ＝令和 8 年 4 月 1 日
	経過する日	基準となる日に指定した期間を加えた日の前日 例) 令和 7 年 4 月 1 日から起算して 1 年経過する日 ＝令和 8 年 3 月 31 日
こ	国際物流拠点産業集積計画	沖縄県知事が定める国際物流拠点産業の集積を図るための計画（沖振法第 41 条参照）
し	事業確認申請	沖振法第 50 条第 2 項に規定する主務大臣の確認を受けるための申請
	終了事業年度	対象事業期間の最終事業年度
	常用労働者	期間を定めないで、又は 1 箇月以上の期間を定めて雇用されている労働者（事業主又は法人の代表者及び給与の支給を受けていない家族従事者（労働者のうち、事業主又は法人の代表者の親族である者をいう。）を除く。） ※パートタイム労働者（常用労働者のうち、1 日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び 1 日の所定労働時間が一般の労働者と同じで 1 週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者）を含む。 ※いわゆる使用人兼役員は労働者に含むが、役員は労働者に含まない。
	新設法人	対象法人のうち、事業確認申請を行う事業年度に設立された法人
せ	設立 10 年経過日	法人の設立の日以後 10 年を経過した日。ただし、当該法人が次に該当する場合は、その日から次の期間を繰り上げた日。 イ 合併により設立された法人であり、かつ、その合併を行った法人のいずれかが対象地域の区域内において特定国際物流拠点事業を営んでいた場合は、当該事業を開始した日が最も早い法人が当該事業を行っていた期間 ロ 当該区域内において特定国際物流拠点事業を営んでいた

		者と実質的に同一と認められる法人の場合は、その者が当該事業を行っていた期間
た	対象事業期間	対象事業の実施期間のうち、主務大臣の確認の対象となる期間
	対象事業期間の延長	既に確認を受けた法人が、確認を受けた期間以降も、継続して課税の特例の適用を希望する場合の、その期間を延長するための手続き（終了事業年度中においてのみ申請が可能）
	対象法人	対象地域の区域内において認定特定国際物流拠点事業を営む認定法人であって沖振法第 50 条第 2 項に規定する主務大臣の確認を受けようとする法人（設立 10 年経過日を含む事業年度以降に事業確認申請をしようとする法人を除く。）
と	特定国際物流拠点事業	沖縄県知事の認定の対象となる事業（沖振法第 3 条第 12 号参照）
に	認定特定国際物流拠点事業	沖縄県知事の認定を受けた特定国際物流拠点事業
	認定法人	沖振法第 44 条第 1 項の規定により沖縄県知事の認定を受けた法人
ふ	付加価値額	以下の式で算出 $\text{付加価値額} = \text{売上高} - \text{費用総額} + \text{給与総額} + \text{租税公課}$ （費用総額＝売上原価＋販売費＋一般管理費） ※事業年度の期間が 1 年未満の場合は 1 年当たりの額に換算した額とし、0 円以下である場合には 1 円とする。 ※売上原価：売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費（売上原価に含まれるもの）の総額。 ※給与総額：役員（非常勤を含む。）及び従業者（臨時雇用者を含む。）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、給与、賞与、手当、賃金等）の総額。別経営の事業所に出向又は派遣している従業者に支給している給与を含む。 ※租税公課：営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額。収入課税の事業税（電気業、ガス業、保険業）及び税込経理の方法を採っている場合の納付すべき消費税を含む。法人税、住民税、所得課税の事業税は含めない。
へ	平均一人当たり給与額	事業年度の各月における常用労働者一人当たりの現金給与総額（決まって支給する現金給与額及び特別に支払われた現金給与額の合計額をいう。）の当該事業年度における合計額を当該事業年度の月数で除して得た額 ※現金給与総額 労働の代償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、貯金等を差し引く前の金額で以下①及び②の合計。退職を事由に労働者に支払われる退職

		<p>金及び非課税の通勤手当は含まれない。</p> <p>①決まって支給する給与 労働協約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって、「超過労働給与」を含む。</p> <p>②特別に支払われた給与 あらかじめ定められた契約や規則等によらないで、一時的又は突発的理由に基づいて労働者に現実に支払われた給与、新しい契約により過去にさかのぼって算出された給与の追給額、3か月を超える期間ごとに算定される住宅手当や通勤手当等、並びに賞与（ボーナス）。</p> <p>※いわゆる使用人兼役員の賃金は現金給与総額に含まれるが、役員報酬は含まれない。</p>
--	--	--